

農地法の許可申請受付〆切日は毎月10日です。

潮来農委だより

第64号

発行者 潮来市農業委員会
 編集者 広報委員会
 TEL 63-1111
 内線 271・272

▶ 農業改良普及センター
 から指導を受けています。
 (撮影場所…大生原小学校)



■小学生が「バケツイネ」に挑戦しています。

種もみから発芽させた苗をバケツで育て、収穫まで行う「バケツイネ」作りに、潮来市内の小学5年生全員が取り組んでおり、収穫量をコンテストする「全国バケツイネ選手権」に挑戦しています。

「バケツイネ」とは、イネを容器内で育て、イネ作りを身近に体験できることから、学校教育でも取り入れているところもあり、一粒の種もみから何粒に増やせるかを競います。5年生は社会科授業で稲作について学ぶことから今回の参加となりました。

「イネ」は、学校給食で食べている潮来産コシヒカリの特別栽培米『潮来あやめちゃん』。大切に育てたバケツイネが、収穫の秋に多くの穂が実った時、驚きと嬉しさに満ち溢れた児童の表情が、今から楽しみです。

平成26年度の目標及びその達成に向けた活動計画

農林水産省からの「農業委員会の適正な実務実施について」の通知に基づき、下記の計画が決定されました。

i 法令事務（遊休農地に関する措置）

現 状	管内の農地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	割合 (B/A × 100)
	2,210ha	72.2ha	3.26%
目 標	遊休農地の解消面積 3ha		

ii 促進事務等

1 認定農業者等担い手の育成及び確保

現 状	農家数	1,126 戸	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
	うち主業農家	111 戸	50 経営体	0 法人	0 団体
	農業生産法人	0 法人			
目 標	認定農業者	特定農業法人		特定農業団体	
	2 経営	0 法人		0 団体	

2 担い手への利用集積

現 状	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	2,210ha	549ha	24.84%
目 標	集積面積 20ha		

3 違反転用への適正な対応

現 状	管内の農地面積 (A)	違反転用面積 (B)	割合 (B/A × 100)
	2,210ha	0.3ha	0.01%
目 標	違反転用の解消面積 0.3ha		

農業委員会総会日程

農地法の許可申請等は、毎月次の日程で行われています。

締 切 日 毎月 10 日
農地農政相談日 随 時
現地調査日 毎月 18 日
総 会 日 毎月 25 日

※土曜・日曜・祭日等と重なるときは、変更になります。

議案審査の状況を公表します。

農業委員会定例会における議案審査の件数は下記のとおりです。

	1月	2月	3月	4月	5月	6月
農地法第3条 (農地のままでの権利の移転)	8件	10件	6件	1件	1件	1件
農地法第4条 (自己転用)			2件		1件	
農地法第5条 (権利の移転を伴う転用)	2件	1件	3件	2件	3件	2件
利用権の設定 (農業経営基盤強化促進法による)	30件	24件	31件	23件	5件	6件
農地の現況確認証明					1件	
その他	1件	3件	1件	1件	2件	

農業委員会全体研修会に参加して

農地部会 高橋慶治



平成二十六年六月二十五日から二十七日にかけて、北海道において視察研修する機会を得る事が出来ました。視察先は「JAようてい」で、担当の佐々木さんには大変詳しく説明をしていただき、感謝申し上げます。8つのJAが合併して誕生したJAようていは、札幌市から車で約二時間の距離にあり、主要都市に比較的近い場所に位置しています。今回視察させていただいた場所は、ニセコ町に新設された『雪利用米穀貯蔵庫』で、平成二十五年十月

に完成した低温貯蔵施設でありました。この施設は、平成二十四年度農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業により、貯蔵施設の『雪利用米穀貯蔵庫』として完成し、ニセコ地域特有の豪雪を活かした温度制御システムを有した、エコでクリーンな貯蔵施設となっております。雪氷熱、自然環境を利用した貯蔵庫施設で、安全・安心な良食味米「ようてい米」を供給し、消費者のニーズに答え、求められる「ようてい米」産地としてのブランドを確立しようとしています。

この貯蔵庫の温度制御システムは大変優れていて、貯蔵庫の中で、雪は氷水状態になっていて、冷水ピット内に設置された冷水循環ポンプにより冷水を汲み上げ、貯蔵庫内の熱交換機（冷房機）に送水され、貯蔵庫内空気と雪解け水（冷水）との熱交換により、貯蔵庫内を冷房しています。さらに、事務所エリアも冷房可能となっております。玄米を貯蔵する際、冷媒温度（冷水）と貯蔵庫内温度（十度C）との温度差が、従来の電気冷房機と比べて小さいため、除湿量が少なくなり、加湿も最小限ですみ、玄米貯蔵に最適な湿度環境が得られる施設となっております。

潮来地域においては、このような雪利用による低温貯蔵庫施設の設置は現実的には不可能に近い状況ではあるものの、エコでクリーンなエネルギーを利用した貯蔵施設は、とても興味深いものであります。今回の研修に参加して、農業委員としても、一人の農業者としても、とても良い経験が出来ました。今後も、更に見聞を広め、潮来市においてどのような施設、施策が必要であるのか、農業委員として勉強を積み重ね、潮来市の農業行政に少しでも役立てるよう、努力してまいりたいと考えております。

利用権の設定について

農業委員会では、農用地を有効利用するために賃借の手続きを行っています。農地法の許可手続きが不要で、貸した農地は期限が来れば必ず返却され、継続も出来ます。借り手は経営規模の拡大が図れるほかに、要件を満たせば奨励金が交付されます。是非ご利用ください。

農業者年金の特徴

☆ 農業に従事されている方は誰でも加入できます。

60歳未満の国民年金第1号被保険者(国民年金保険料納付免除者を除く。)であって年間60日以上農業に従事している方は誰でも加入できます。配偶者や後継者など家族農業従事者の方も加入できます。

＜家族一人ひとりの年金を！ 今、女性の新規加入者が増えています。＞

☆ 少子高齢時代に強い年金です。年金資産は安全性を重視して運用しています。

自ら積み立てた保険料とその運用益(付利)により将来受け取る年金額が決まる「積立方式(確定拠出型)」の年金です。少子高齢化が進んでも制度の安定性は損なわれません。

(注): 運用の結果得られる年金原資が、積み立てた保険料の総額を下回らないという保証はありませんが、安全性を重視した運用方法や、65歳の年金裁定時に運用収入の累計額ができるだけマイナスとならないようにする準備金の仕組み等を導入しています。

☆ 保険料は自分で選べ、いつでも見直せます。

自分が必要とする年金額の目標に向けて、保険料を自由に決められ(月額2万～6万7千円の間で千円単位)、経営の状況や老後設計に応じていつでも見直せます。

☆ 終身年金で80歳までの保証付きです。

農業者老齢年金は、原則65歳から生涯受け取ることができます。

仮に80歳前に亡くなられた場合でも、80歳までに受け取れるはずであった農業者老齢年金の額の現在価値に相当する額を、ご遺族(死亡者の死亡当時に同一生計であった、配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹の順位)に死亡一時金として支給します。

☆ 税制面で大きな優遇措置があります。

☆ 支払った保険料は、全額が社会保険料控除の対象となり、所得税・住民税が節税になります(支払った保険料の15%～30%程度が節税)。

☆ 保険料を農業者年金基金が運用して得られる収益(運用益)は非課税です。

☆ 将来受け取る農業者年金には公的年金等控除が適用されます。

(65歳以上の方は公的年金等の合計額が120万円までの場合は、全額控除できます。)

＜つまり入口から出口まで税制上の優遇措置があります。＞

☆ 認定農業者など一定の要件を満たす方には、保険料の国庫補助があります。

認定農業者で青色申告をしている方やその方と家族経営協定を結んだ配偶者・後継者の方など一定の要件を満たす方には、保険料の国庫補助(月額最高1万円、通算すると最大で216万円)があります。

この国庫補助額に見合う年金は、農地等の経営継承をすれば原則65歳から特例付加年金として受給できます。農地等の経営継承の時期についての年齢制限はなく、本人の体力などに応じて受給の時期を決められます。

＜農業の担い手の皆様への特別な支援です。＞

さらに詳細な農業者年金の内容やご相談については、
最寄りのJAか農業委員会または農業者年金基金にお問い合わせ下さい。

独立行政法人農業者年金基金
TEL: 03-3502-3199 (相談員)
TEL: 03-3502-3942 (企画調整室)

ホームページアドレス
<http://www.nounen.go.jp>

農業者年金基金

検索



国が支える 安心が大きくなる

担い手積立年金

【愛称】

～ しっかり積立て、がっちりサポート 安心で豊かな老後を ～

- ☆ あなたの老後生活への備えは十分ですか？
- ☆ 年金は家族一人ひとりについて準備することが大切です。
- ☆ 老後の備えは国民年金プラス**農業者年金**が基本です。

① **65歳の農業者の方の平均余命は
男性22年(87歳)、女性27年(92歳)**

老後はお金の心配をせずに暮らしたいものです。その間予測不可能な経済変動があり、思わぬケガや病気もあります。

※ 日本人の平均余命は男性84歳、女性89歳となっており、農業者年金加入者の平均余命の方が長くなっています。

② **こんなにかかる老後生活
(現金支出で年額約280万円)**

高齢農家世帯(世帯主が65歳以上の夫婦2人)の家計費は、現金支出で**月額約24万円**が必要となります。

③ **国民年金の支給額(年額158万円)**

農業者の皆さんが加入している国民年金の支給額は、40年加入で**月額約6万5千5百円**、夫婦あわせて**月額約13万1千円**です。



このように、豊かな老後生活のためには、国民年金だけでは十分と言えず、**老後の生活費は自分で準備**する必要があります。

サラリーマンは国民年金(基礎年金)の上乗せ年金として、厚生年金や共済年金(厚生年金のモデルケースでは夫婦お二人で年額約280万円、月額約23万円)を受け取っています。

農業者の皆様も、メリットがたくさんある**農業者年金**に加入して安心で豊かな老後を迎えましょう。

◆ **農業者年金に加入すれば～農業者年金の支給額(年額)の試算◆**

加入年齢	納付期間	運用利回り 2.07% の場合		運用利回り 3.00% の場合	
		男性	女性	男性	女性
20歳	40年	75.7万円	64.7万円	93.8万円	80.0万円
30歳	30年	51.5万円	44.1万円	60.8万円	52.0万円
40歳	20年	31.3万円	26.7万円	35.3万円	30.1万円
50歳	10年	14.3万円	12.2万円	15.4万円	13.2万円

(注) この試算は、通常加入で保険料月額2万円で加入し、65歳までの運用利回りが2.07%及び3.00%、65歳以降の予定利率が1.15%となった場合の試算です。

運用利回り2.07%は制度発足以降の11年度間の運用利回りの平均です。

予定利率1.15%は、農林水産省告示(H25.4.1施行)により定められている率です。

農地中間管理事業について

茨城県農林振興公社では、平成 26 年 4 月 1 日に茨城県から農地中間管理機構の指定を受け、今後、農地中間管理事業を本格的に実施していきます。

この事業は、経営規模縮小・離農・経営転換などにより、農地を貸したい『出し手農家』から農地中間管理機構（茨城県農林振興公社）が農地を借入れ、公募に応募し公表された『受け手農家』に、まとまった農地を貸し付けるものです。

■機構で借り受ける農地

- ・農業振興地域内にある農地等であること。
- ・再生不能と判断される遊休農地など著しく利用困難でないもの。
- ・当該農地の存する地域に十分な借受希望者が確認できること。
- ・貸付希望農地の賃借料が適切であると判断されること。
- ・その他、農用地の利用の効率化及び高度化に資すると見込まれるものであること。

※ 機構の借受期間は、原則 10 年以上です。

※ 機構借受期間中、2 年間を経過しても借受希望者が見つからない場合は、出し手に返還されます。

■メリット措置

農地中間管理機構への出し手に対する支援（機構集積協力金）

	要件	単 価																
地域に対する支援	地域における話し合い（人・農地プラン）により、地域で機構にまとまった農地を貸し付けた場合、当該地域に対し支払われる。 ※農地中間機構への貸付は、原則 10 年以上です。	地域内の農地面積中、機構への貸付割合による。 <table border="1"> <tr> <th>貸付割合</th> <th>H26～27</th> <th>H28～29</th> <th>H30</th> </tr> <tr> <td>2～5割</td> <td>2.0万円/10a</td> <td>1.5万円/10a</td> <td>1.0万円/10a</td> </tr> <tr> <td>5～8割</td> <td>2.8万円/10a</td> <td>2.1万円/10a</td> <td>1.4万円/10a</td> </tr> <tr> <td>8割超</td> <td>3.6万円/10a</td> <td>2.7万円/10a</td> <td>1.8万円/10a</td> </tr> </table>	貸付割合	H26～27	H28～29	H30	2～5割	2.0万円/10a	1.5万円/10a	1.0万円/10a	5～8割	2.8万円/10a	2.1万円/10a	1.4万円/10a	8割超	3.6万円/10a	2.7万円/10a	1.8万円/10a
		貸付割合	H26～27	H28～29	H30													
		2～5割	2.0万円/10a	1.5万円/10a	1.0万円/10a													
		5～8割	2.8万円/10a	2.1万円/10a	1.4万円/10a													
8割超	3.6万円/10a	2.7万円/10a	1.8万円/10a															
個々の出し手に対する支援	[交付対象者] 機構に農地を 10 年以上貸付し、且つ受け手に貸し付けられること。 ①経営転換する農業者 ②リタイアする農業者 ③農地の相続人	単価は機構への貸付面積による。 <table border="1"> <tr> <th>貸付面積</th> <th>単 価</th> </tr> <tr> <td>0.5ha 以下</td> <td>30万円/戸</td> </tr> <tr> <td>0.5～2.0ha 以下</td> <td>50万円/戸</td> </tr> <tr> <td>2.0ha 超</td> <td>70万円/戸</td> </tr> </table>	貸付面積	単 価	0.5ha 以下	30万円/戸	0.5～2.0ha 以下	50万円/戸	2.0ha 超	70万円/戸								
		貸付面積	単 価															
		0.5ha 以下	30万円/戸															
0.5～2.0ha 以下	50万円/戸																	
2.0ha 超	70万円/戸																	
耕作集積協力金	機構の借受農地に隣接する農地又は面的集積要件を満たす原則 2 筆以上の農地（交付対象農地）の機構への貸し付けに協力した農業者。	単価は次のとおり。 <table border="1"> <tr> <th>H26～27</th> <th>H28～29</th> <th>H30</th> </tr> <tr> <td>2.0万円/10a</td> <td>1.0万円/10a</td> <td>0.5万円/10a</td> </tr> </table>	H26～27	H28～29	H30	2.0万円/10a	1.0万円/10a	0.5万円/10a										
		H26～27	H28～29	H30														
2.0万円/10a	1.0万円/10a	0.5万円/10a																

なお、農地中間管理事業の要件など詳細については、茨城県農林振興公社（農地中間管理機構）、潮来市農政課へ御相談ください。

■問合せ先

- ・公益社団法人 茨城県農林振興公社（農地中間管理機構）——TEL：029-239-7131
- ・潮来市農政課——TEL：0299-63-1111

◆ 全国農業新聞 ◆

全国農業新聞は、農業総合専門紙です。「週刊」の時間を生かし、情報がわかりやすいように解説的にまとめられています。

全国 47 都道府県にある支局の県版・地方版の充実により、地域の元気で特徴ある明るい話題や、地域独自のイベント情報などの提供も行っています。

農業情報が満載「全国農業新聞」で、一歩進んだ農業経営と豊かな家庭を！

発行日 / 毎週金曜日 購読料 / 月 600 円

お申し込みは、農業委員会へどうぞ（☎ 63-1111、内線 271・272）

農業改良普及センターからのお知らせ

水稻品質向上のために

(斑点米カメムシ類対策と後期水管理・適期収穫)

1 斑点米カメムシ類

斑点米カメムシ類による「斑点米」は、コメの品質低下の主要因になっています。

斑点米カメムシ類は、水稻の出穂と同時に水田に進入して、穂を加害します。

潮来市では、従来、大型のカメムシ類が多くみられましたが、近年、小型のカスミカメ類の発生が増加しています(写真1 図1)。薬剤による防除は、活動がカメムシ類の活動が活発な、気温が低い時間帯(早朝か夕方)が効果的です。防除適期は、出穂期と乳熟期です。また、1.85ミリ目以上の大きな網目で適正に調製することにより、その多くを除去することが可能です。

2 粒張り不足・未熟粒

本県産米は、粒張り不足、

未熟粒の混入(青が多い)が指摘され、品質の向上が求められています。

●適正な水管理

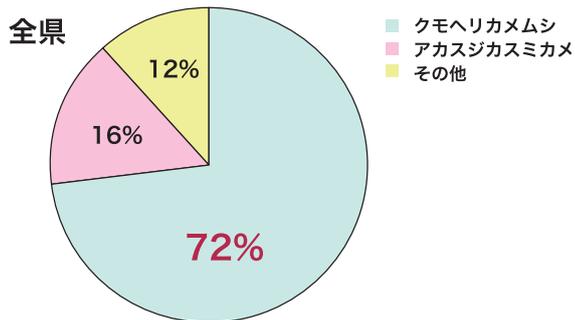
あきたこまちは出穂後25日まで、コシヒカリは出穂後30日まで、「間断かんがい」が必要です。田面が乾き過ぎるようであれば、走り水をするなどして対処してください。

●適期収穫

収穫適期は、緑色を帯びた籾の割合(青味もみ率)が10%からです(図2)。収穫適期は「あきたこまち」出穂後35日、「コシヒカリ」40日が目安です。早刈りは「青味もみ」による品質の低下・収量低下になり、刈り遅れは、「胴割れ」「ひび割れ粒」の発生により、品質が低下します。

写真1 カスミカメ類

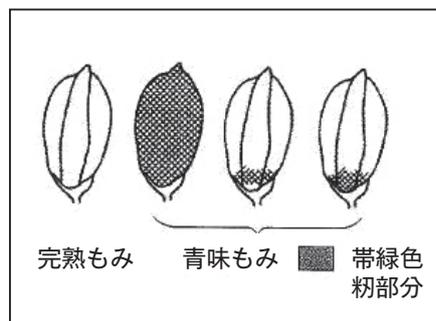
左：アカヒゲホソムドリカスミカメ
右：アカスジカスミカメ



↑ 図1 県内のカメムシ類発生状況

平成25年の本田すくいとりの調査におけるカメムシ主要種の割合・茨城県病害虫防除所調査より)

↓ 図2 青味もみと完熟もみ



この記事に関するお問い合わせ

茨城県行方地域
農業改良普及センター
TEL 72-0256

カメムシ防除の補助金について

補助単価：1000円/10a (上限)
補助対象者：①潮来市に住民登録がある農業者
②生産調整達成者
申請方法など、詳しくは下記までお問い合わせください。

■潮来市農政課

(TEL 63-1111、内線 264 ~ 266)

農地の無断転用

許可を受けずに農地を転用した場合、農地法に違反することとなります。農地法第4条・第5条に違反し、無断転用をした者は、3年以下の懲役又は300万円以下の罰金に処することとされています(農地法第64条)。法人の場合は、1億円以下の罰金刑に処することとされています(農地法第67条)。農地を農地以外にするときは、農業委員会へご相談ください。

農業委員会活動報告（前期分）

1月4日	新春賀詞交歓会	25日	4月定例総会・役員会
6日	選挙人名簿受付(6日～10日)	26日	なめがた農業協同組合通常総代会
20日	農地部会	5月11日	あやめ園整備事業
27日	1月定例総会・選挙人名簿審査	12日	耕作放棄地解消作業(草刈・倒木)
31日	選挙人名簿を市選挙管理委員会へ送付	15日	役員会
2月5日	行方地域農業改革フォーラム(レイクエコー)	16日	農業委員会会長・局長会議(大洗町(15日)・16日)
6日	農地と担い手を守り活かす運動	19日	常任会議員会議(水戸市)
7日	推進大会(ひたちなか市)	23日	農地部会・運営委員会
17日	潮来市農業再生協議会	24日	潮来市認定農業者連絡協議会総会
18日	常任会議員会議(水戸市)	26日	水郷潮来あやめまつり大会開会式
19日	農政部会・農地部会	27日	5月定例総会
20日	認定農業者経営相談会	27日	全国農業委員会会長大会(東京都)
24日	買ってもらう米づくり研修会(潮来ホテル)	6月5日	農業委員会行方地域協議会理事会
25日	鹿行地区農業委員会及び関係機関による農政会議(行方市)	9日	耕作放棄地解消作業(イモ苗植え準備)
25日	農作業標準賃金協議会	10日	耕作放棄地解消作業(拔根・整地)
26日	2月定例総会	13日	潮来市農業再生協議会総会
27日	いばらき女性農業委員の会県外視察	16日	常任会議員会議(水戸市)
27日	研修会(千葉県)(26日・27日)	17日	農地部会広報委員会
27日	牛堀地区農用地集積推進委員会視察研修会	20日	耕作放棄地解消作業(イモ苗植え)
3月16日	(宮城県)(27日・28日)	23日	行方地域農業改良推進協議会通常総会
17日	前川運動公園オープンセレモニー記念式典	25日	6月定例総会
18日	常任会議員会議(水戸市)	7月7日	農業委員会全体研修会(北海道)(25日・27日)
25日	県農業会議定例総会(水戸市)	8日	霞ヶ浦北浦治水水環境促進同盟会通常総会(行方市)
18日	議員総会(水戸市)	16日	茨城農業改革推進大会(水戸市)
25日	農政部会・農地部会	18日	緊急農業委員会会長・事務局長会議(水戸市)
28日	3月定例総会・研修会(農地中間管理機構について)	25日	農地部会広報委員会
4月18日	農地部会・農政部会	25日	7月定例総会・研修会(農業者年金)
	農業委員会行方地域協議会理事会		
	農業委員会行方地域協議会(行方市)		

耕作放棄地解消事業に、今年も取り組みました。



5月11日と6月9日に農業委員により耕作放棄地解消作業が行われ10aの畑が再生されました。昨年と合わせて20aの耕作放棄地が解消されました。

解消地10aに6月20日にサツマイモの苗を植えました。秋には、市内の小中学生による「イモ掘り体験学習」を予定しています。残りの10aには10月に景観形成作物(菜花)を播く予定です。



編集後記

暑い夏の季節になりました。皆さん、グリーンカーテン等、熱中症対策は万全でしょうか？夏になる度、「今年は何を植えようか」と考えるのも、夏を乗り切る一つの楽しみ方だと思います。朝顔、ヘチマに始まって、最近はおやを植えている家庭が多いようですが、先日、パッションフルーツのグリーンカーテンを見かけて、心が弾みました。新しいものに工夫をこらして取り組んでいる姿が見受けられたからです。春夏秋冬が長くなっている近年、いろいろな楽しみ方を満喫して行きましょう。

私たち農業委員も五月に、潮来市内の小学五年生全員が取り組んでいる『全国バケツ稲選手権』の種まき祭に、参加しました。一粒の種もみを何粒に増やせるかを競うもので、五年生は社会科で稲作について学ぶことから今回の参加が決まりました。六月には昨年に引き続き、耕作放棄地解消事業の一環として、サツマイモの苗を植えました。この二つの事業も、夏本番の猛暑を乗り切らなければ豊作は望みませんが、我々も作物も、この暑さに適応して、実りの秋を迎えたいものです。

広報委員 箕輪 良夫

広報委員会

- 委員長 吉川 吉之助
- 副委員長 橋本 きくい
- 委員 高田 秀子
- 委員 高橋 慶治
- 委員 箕輪 良夫
- 委員 小澤 新夫
- 委員 大崎 侯
- 委員 大久保 高明
- 委員 榊原 昭彦
- 委員 久保 武彦